○農林水産省告示第四百六十九号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第四十三条第二項第四号及び第百四十三条第一項第四号イ並びに水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第七十条第二項第四号の規定に基づき、農業協同組合法施行規程（平成十七年農林水産省告示第五百二十八号）及び水産業協同組合法施行規程（平成二十年農林水産省告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（農業協同組合法施行規程の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規程の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（運用する財産の額が制限される債券の取得等） **第二十五条**　規則第四十三条第二項第四号の農林水産大臣の指定するものは、次に掲げるものとする。 一　無担保の債券であって、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項第六号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者（以下「適格格付業者」という。）からBBB格相当以上の格付が付与されていないものの取得（次に掲げるものを除く。） イ～ハ　（略） 二・三　（略） 2・3　（略） （部門別損益情報を開示する農業協同組合連合会） **第三十七条**　規則第百四十三条第一項第四号イの農林水産大臣が指定するものは、次に掲げる農業協同組合連合会とする。 一～四　（略） 五　（削る） 六・七　（略）	（運用する財産の額が制限される債券の取得等） **第二十五条**　規則第四十三条第二項第四号の農林水産大臣の指定するものは、次に掲げるものとする。 一　無担保の債券であって、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者（以下「適格格付業者」という。）からBBB格相当以上の格付が付与されていないものの取得（次に掲げるものを除く。） イ～ハ　（略） 二・三　（略） 2・3　（略） （部門別損益情報を開示する農業協同組合連合会） **第三十七条**　規則第百四十三条第一項第四号イの農林水産大臣が指定するものは、次に掲げる農業協同組合連合会とする。 一～四　（略） 五　和歌山県農業協同組合連合会 六　（略） 七　宮崎県経済農業協同組合連合会 八・九　（略）

（水産業協同組合法施行規程の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規程の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（運用する財産の額が制限される債券の取得等） **第二十四条**　規則第七十条第二項第四号の農林水産大臣の指定するものは、次に掲げるものとする。 一　無担保の債券であって、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項第六号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項第七号に規	（運用する財産の額が制限される債券の取得等） **第二十四条**　規則第七十条第二項第四号の農林水産大臣の指定するものは、次に掲げるものとする。 一　無担保の債券であって、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項第七号に規